

盛土規制法説明会

（正式名称：「宅地造成及び特定盛土等規制法」）

目 次

1. 盛土規制法の背景・必要性
2. 盛土規制法の要点
3. 規制対象となる盛土等について
4. 公共工事と盛土規制法の関係について
5. 施工中の工事について

※盛土規制法に基づく規制区域を、**長崎県全域に指定し、許可等の運用を令和7年5月23日から開始します。**

1. 盛土規制法の背景・必要性

★ 重要なポイント

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制

→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

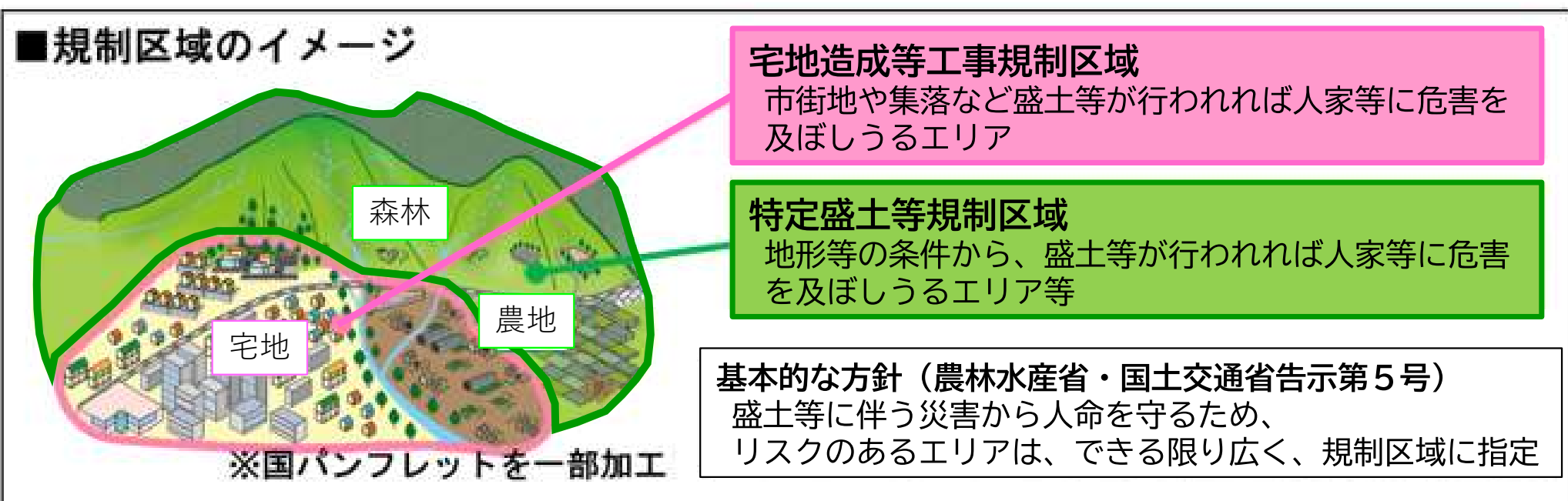
◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず**、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**（R5.5.26施行）

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

2.盛土規制法の要点 ①スキマのない規制

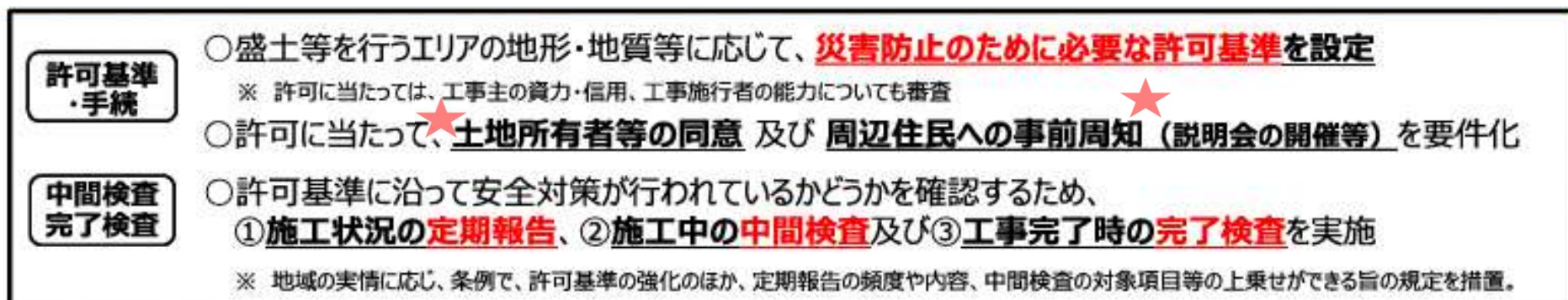


【長崎県の規制区域】

盛土等に伴う災害から人命を守るため、国が示した基本的な方針及び基礎調査実施要領（規制区域指定編）に基づき、規制区域の検討を進めてきました。

★ その結果、**県内全ての地域を「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」として指定します。**

2.盛土規制法の要点 ②盛土等の安全性の確保



■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

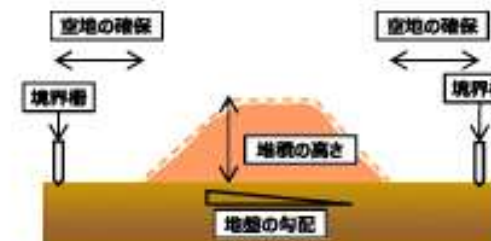
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



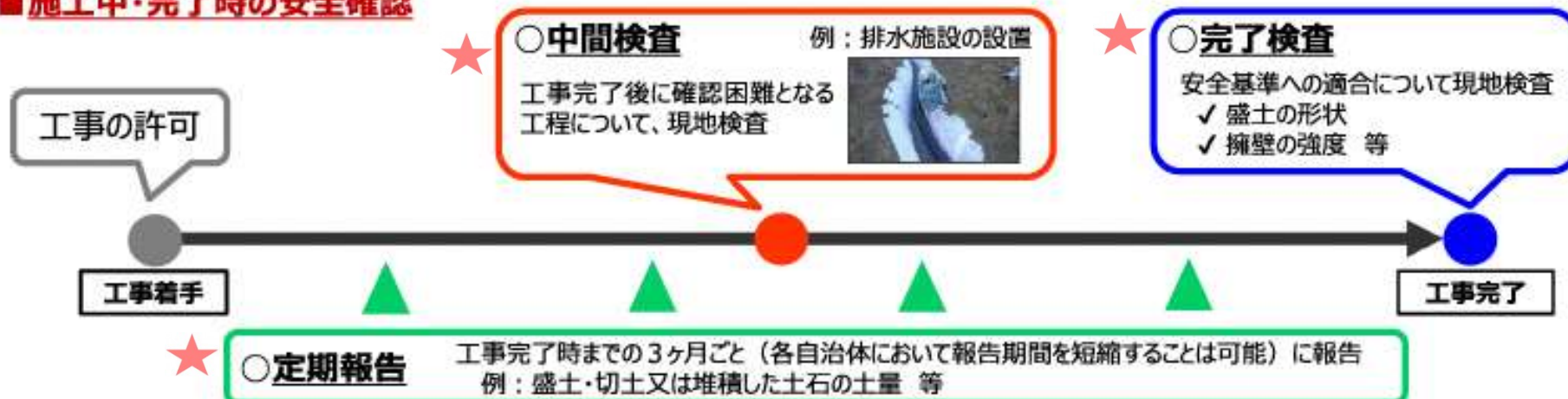
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■施工中・完了時の安全確認



2. 盛土規制法の要点(③責任の所在の明確化、④実効性のある罰則の措置)

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

工事の適正な施工

施工後の適正な管理

造成主

工事施工者

土地所有者等

原因行為者※

(※過去の土地所有者等)

常時安全な状態に
維持する責務

③ 管理責任の明確化

・無許可での盛土
・安全基準違反
・検査の受検義務違反
等の違反があった場合

● **施工停止命令**
● **災害防止措置命令**
(擁壁の設置等)

管理不全等により
安全性に問題が
生じている場合

● **改善命令**
(擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

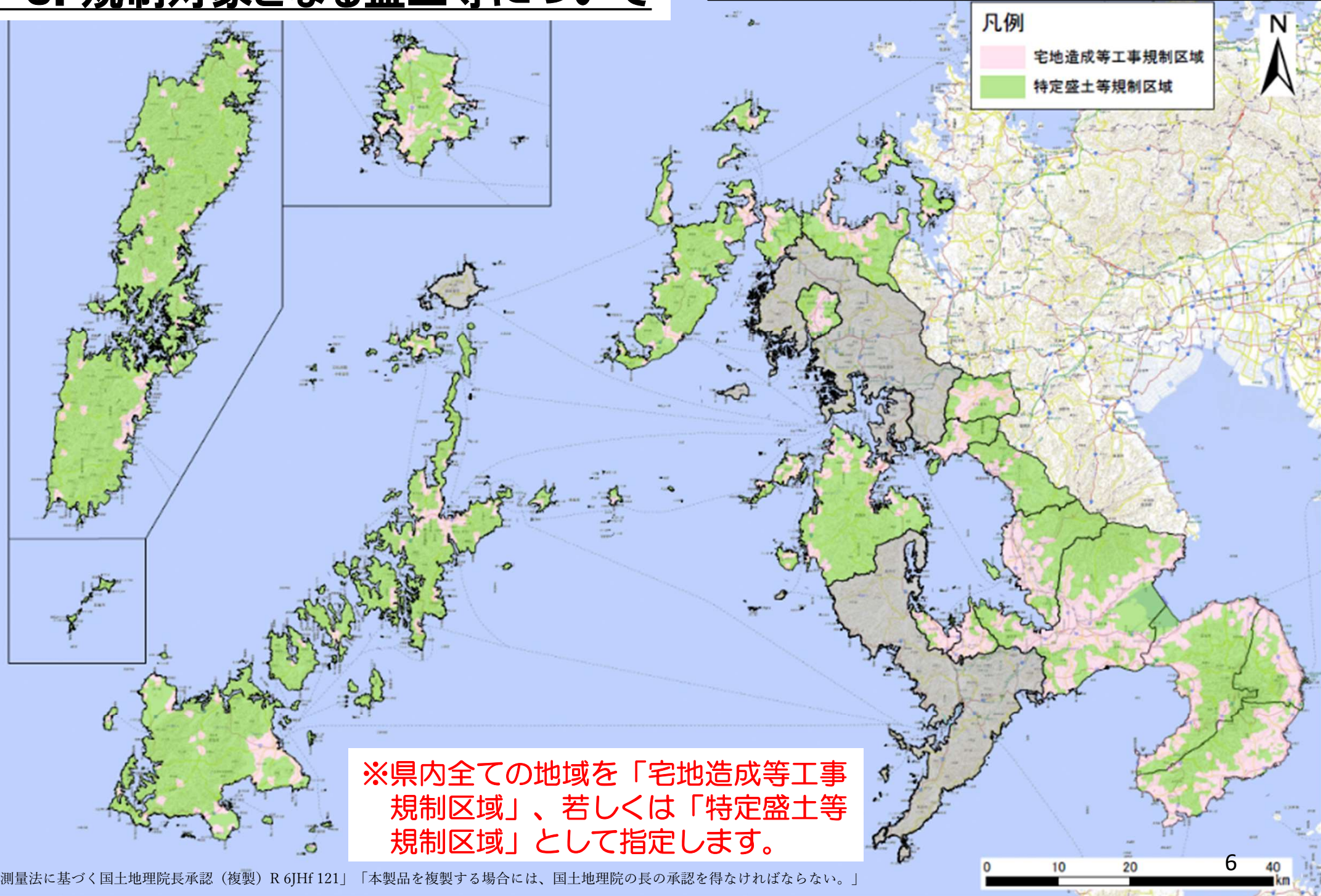
※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置（最大で3億円以下）**

④ 実効性のある罰則

3. 規制対象となる盛土等について

規制区域(案) : 長崎県全域(長崎市、佐世保市除く)



【許可・届出の対象となる盛土等の規模について】

		宅地造成等工事規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において届出対象	
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが	1m超	2m超	2m超	5m超	500㎡超	3000㎡超
	の崖を生ずるもの		1m超		2m超		500㎡超
	②切土で高さが	2m超	5m超	2m超	5m超	500㎡超	3000㎡超
	の崖を生ずるもの		2m超		2m超		500㎡超
	③盛土と切土を同時に行い、高さが	2m超	5m超	2m超	5m超	500㎡超	3000㎡超
	の崖を生ずるもの(①、②を除く)		2m超		2m超		500㎡超
	④盛土で高さが	2m超	5m超	2m超	5m超	500㎡超	3000㎡超
	となるもの(①、③を除く)		2m超		2m超		500㎡超
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が	500㎡超	3000㎡超	500㎡超	3000㎡超	500㎡超	3000㎡超
	となるもの(①～④を除く)		500㎡超		500㎡超		500㎡超
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが	2m超	5m超	2m超	5m超	500㎡超	3000㎡超
	かつ面積が	300㎡超	1500㎡超	300㎡超	1500㎡超	500㎡超	3000㎡超
	⑦最大時に堆積する面積が	500㎡超	3000㎡超	500㎡超	3000㎡超	500㎡超	3000㎡超
	となるもの		500㎡超		500㎡超		500㎡超

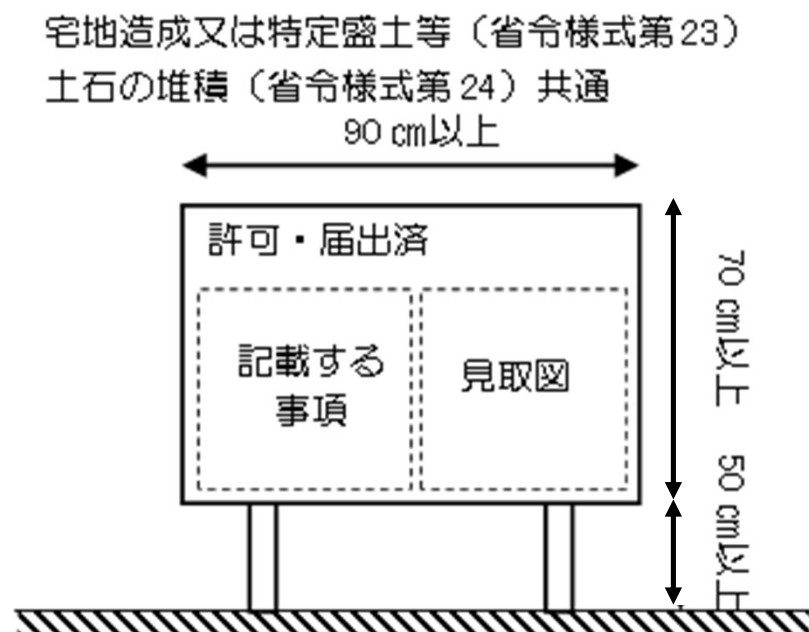
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

【盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模】

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	同 左	許可対象 すべて
	一時的な 土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象 すべて
	一時的な 土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象 すべて

【標識の掲示(法第49条)と公表】

★ ○許可を受けた工事主又は届出(法27条1項)をした工事主は、土地の見やすい場所に、氏名又は名称その他の事項を記載した標識を掲げなければなりません。



記載する事項（省令第87条）

- ①工事主の氏名等
- ②許可年月日・許可番号（届出年月日）
- ③工事施行者の氏名等
- ④現場管理者の氏名等
- ⑤盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大高さ
- ⑥盛土・切土、土石の堆積の面積
- ⑦盛土、切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量
- ⑧着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑨工事関係者の連絡先
- ⑩県の担当部局名称及び連絡先
- ⑪土地の区域の見取図

○上記の許可・届出された土地又は既着手の届出工事(法21条、40条)については、許可権者(県他)が工事主、土地の所在地、土地の位置及び盛土等の内容(上記の②、③、⑤、⑥、⑦、⑧など)をインターネット等により公表することになります。

4. 公共工事と盛土規制法の関係について

盛土規制法の規制対象・規制対象外

■盛土規制法における土地の区分【法第2条関係】

宅 地

農地等及び公共施設用地以外の土地

農 地 等

農地、採草放牧地及び森林

盛土規制法の**規制対象**

許可手続要 ①

許可手続不要 ②

公共施設用地

道路、公園、河川その他政令で定める
公共の用に供する施設の用に供されている土地

盛土規制法の**規制対象外** ③

<道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設とは>

- ・ 道路、公園、河川 （法第2条第1号）
- ・ 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 （令第2条）
- ・ 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設 （規則第1条第1項）
- ・ 国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設（令第2条、規則第1条第2項）

※農地及び採草放牧地で行われる通常の営農行為は、規制対象外です。

通常の営農行為とは、通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充のことで、土地の形質の変更に該当しない。なお、その他の行為について、営農行為の範疇に含まれるか否かは、所在地の農地担当部局(各市町村の農業委員会事務局等)で確認【調整中】

盛土規制法の許可対象外【前掲の許可手続不要②】

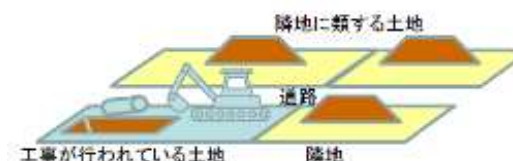
■盛土規制法の許可不要工事【法第12条第1項ただし書関係】

災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可の対象から除外 ⇒ **あくまでも許可不要であり、規制対象には該当する**

政 令 第5条	○ 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ○ 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ○ 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ○ 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
省 令 第8条	● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事 ● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ★ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの ④

【参考】「工事に付随して行われる」の考え方

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当



盛土規制法で注意が必要な点

一定規模以上の行為で、許可が必要な例、許可が不要な例は以下のとおりです。

■許可の手続きが必要な例（一定規模以上の土地の形質変更の工事に限る）

- ・公共施設の土地であっても、盛土規制法で規定する公共施設用地に該当しなければ、許可の手続きが必要です。【前掲の③関連】
- ・前掲の規制対象外の公共施設用地に土砂を確保するためであっても、公共施設用地外を掘削する行為は許可手続きが必要です。【前掲の③関連】
- ・工事の施工に付随して行われるものであっても、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(※1)又はその付近に堆積する行為(※2)とは認められないもの【前掲の④関連】

※1:当該工事現場とは、・・・工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他書類に工事の現場と位置付けられた土地。

※2:その付近とは、……………本体工事に係る主任技術者等が、当該工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる当該工事現場の隣地や隣地に類する土地。

■許可が不要な例

- ・工事で発生した土石を、適切な残土処分場へ搬出する行為【前掲の④関連】
- ・A工事で発生した土石を流用先の別のB工事との関係等で、やむを得ず一時堆積を
★ 継続する行為（A工事完了後、行政が管理を継続するものに限る）【前掲の④関連】

【注意】この場合や上記の「※1:当該工事現場」、「その付近に堆積」の場合は、行政が管理している旨や工事の施工に付随したものであることを、周知させるための掲示をお願いします。

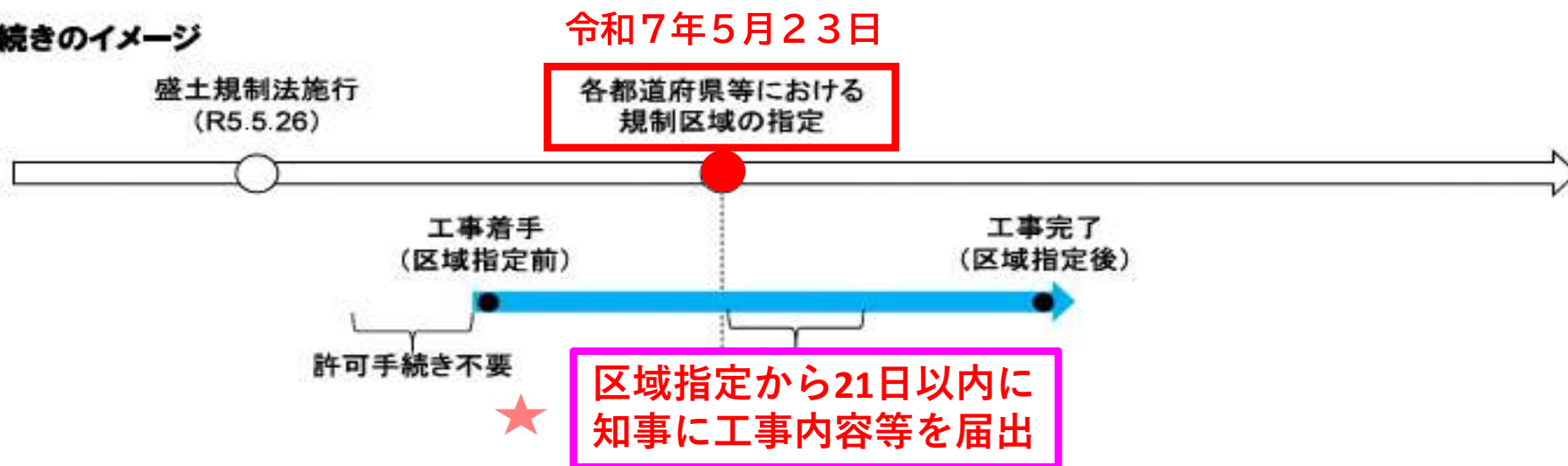
上記のほか、個別具体的な件(長崎市・佐世保市除く)については、盛土対策室へ相談下さい。

5. 施工中の工事について

規制区域の指定時に現に盛土等や土石の堆積の工事を行っている場合の取扱い

規制区域の指定時に、現に規制区域内で行われている規制対象工事（一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積）の工事主は、区域指定から21日以内に、知事に工事内容等を届出する必要がある。（法第21条、40条）

■手続きのイメージ



■届出すべき内容

- ・届出書（指定様式）
- ・図面（位置図、地形図、土地の平面図）
- ・盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真 等

★ ■届出が必要となる工事の規模

以下のいずれかに該当する場合

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

- ①盛土で高さ1m超の崖、②切土で高さ2m超の崖、
- ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）、
- ④盛土で高さ2m超（①、③を除く）、
- ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）

<土石の堆積>

- ①最大時の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超、
- ②最大時の堆積の面積500㎡超

○最後に

盛土規制法に基づく規制区域を、**長崎県全域に指定し、許可等の運用を令和7年5月23日から開始します。**

盛土規制法に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

- ◆長崎市の区域・・・・・・・・長崎市 建築指導課 095-829-1176
- ◆佐世保市の区域・・・・・・・・佐世保市 建築指導課 0956-24-1111 (2848)
- ◆その他の市町の区域・・・・・・・・長崎県 土木部 盛土対策室
095-894-3133

《県盛土対策室HP》
<https://www.pref.nagasaki.jp/section/morido/>

